

場所請負制とアイヌの熊の霊送り儀礼

— 軽物・イコロから見る —

Basho-Ukeoi-Sei and the Spirit-Sending Ceremony for a Bear by the Ainu

— from the viewpoint of *Karumono* and *ikoro* —

秋野 茂樹

Shigeki AKINO

はじめに

筆者は、先に江戸期場所請負制下におけるアイヌの熊の霊送り儀礼の様相を同期に記された紀行文等から概観し、その結論を、「江戸期の場所請負制下の場所にあつて、その仕組みに取り込まれたアイヌ社会が漁場労働者層と乙名層という二層を形成した過程において、同社会において最重要とされている送り儀礼が変容した。すなわち、先の二層の経済的格差が儀礼の担い手を「乙名層」のものとし、場所という環境を背景として、儀礼実施の主旨を、本来の「霊を送る」という精神性に求めつつも、乙名層の経済力を誇示する—「見せる」において、儀礼を盛大化させることになり、その「道具」が「陳列品」であり、「饗宴」であった、ということになる。さらに、側面として、場所の和入りの参会により、送り儀礼が「アイヌ社会内の独自の行事」から「場所の一つの行事」という性格に変容したと考えられる」とした(秋野:2006a)。

本小論では、この拙論を補う形で、場所における熊の霊送り儀礼(以下「送り儀礼」という)を「軽物」及び「イコロ(宝物)」との関係から論じてみたい。

なお、史料の乏しさからカラフトアイヌは対象とせず、北海道アイヌの事例のみとした。

1. 軽物

軽物とは周知のとおり、各場所の産物のうち獣皮類をいい、そのすべてはアイヌの狩猟で得られるものであつて、アイヌ社会が場所請負制に組み込まれる以前、彼等の重要な交易品であつた。具体には、「熊皮・胆」「獺皮」「狐皮」「貉皮」「貂皮」「水豹皮」「縞鼠皮」「蝶鮫皮」「鷺羽」「膾膾膾」などがある。これらは高値がつく反面、出産量がきわめて低い。一例として、ヨイチ場所の軽物出産量のうち、「熊皮・胆」を見ると、史料の欠落はあるものの、文政11(1828)年から安政4(1857)年の16年間で、「熊皮」が32枚、「胆」が30個で、まったく出産がないとされる年もある(表1・2)。因みに、同場所では「軽物取」という専門職(表3)がいるが、それにしても少ない数字である。さらに、子モロ場所の文政9(1826)年から安政5(1858)年までの出産量を見ると、「熊皮」が27枚、「胆」が23個とやはり史料の欠落はあるものの少ない(表2)。この出産量の少なさの要因として考えられることは、対象である動物が非集団性であるという自然的要因¹⁾と、直接狩猟するアイヌ及び軽物を松前藩並びに幕府に中継する場所請負人が軽物出産に積極的ではなかつたという「人的要因」が大きく作用していると考えられる。

たとえば、「協和私役」(1856)にシヤリ場所でのこととして、「……當所は山深く地廣候へば、山獺も多分有_レ之、熊杯も年々四、五十は手も無き事なれども、我等危きを犯して空敷運上屋の徳分とな

るも詮なし。故に山獺に出る者は往々見當り候ても逐ひ来る悪獣にも無レ之分は其儘に打置申候。……」(谷川編：1969)とあり、アイヌにしてみれば、「我等危きを犯して空敷運上屋の徳分²⁾となるも詮なし」なので、積極的に獲るところか、「見當り候ても逐ひ来る悪獣にも無レ之分は其儘に打置」しているのである。場所請負人にしても、アイヌからの買入値段がそのまま松前藩及び幕府の買上値段となり、メリットに乏しいことから、積極性が生じてこない。すなわち、軽物出産を神経質なほどまでに管理し、その出増を奨励していたのは松前藩及び幕府であり、場所請負人は単にその中継者にすぎなかったのである。

表1 ヨイチ場所における軽物出産数

	野熊		野熊(大)		野熊(中)		野熊(小)		穴熊		穴熊(中)		穴熊(小)		飼熊		熊(種類無)		熊(種類無・中)		獺		狐		ホイヌ	水豹	狸	
	皮	胆	皮	胆	皮	胆	皮	胆	皮	胆	皮	胆	皮	胆	皮	胆	皮	胆	皮	胆	皮	小皮	皮	小皮	皮	皮	皮	
文政11	1	1					1	1														2		7		2		
文政13																	1	1				1		8		2		
天保4	2	2							1	1							1	1	1			5		52				
天保5																						1		3				
天保6																								16				
天保7	3	3					2	2														1	1	14	6			
天保8																						3	1	4	1			
天保9	4	4																				3	1	2	2			
天保11			1	1	1	1																4	3	4	1			
天保13																								2			1	
天保14	1	1																					2	11	5		2	
天保15			3	3	1	1																1	3	1		1		
弘化3																						1	2	5	7			
安政2			2	2					1	1												4		16				
安政3	1										2	2	2	2														
安政4																								5			3	
計	12	11	6	6	2	2	3	3	2	2	2	2	2	2	2	-	-	2	2	1	-	26	10	152	23	4	4	3

註：天保4年の数は、同年3月と4月を合算。

出典：余市町総務課余市町史編集室編『余市町史』1 資料編1 1985

表2 ヨイチ場所及び子モロ場所における熊皮・胆出産数

	ヨイチ		子モロ	
	皮	胆	皮	胆
文政9			5	5
文政10			5	5
文政11	2	2		
文政13	1	1		
天保4	5	4		
天保5	0	0	1	1
天保6	0	0	0	0
天保7	5	5		
天保8	0	0		
天保9	4	4		
天保11	2	2		
天保13	0	0		
天保14	1	1		
天保15	4	4		
弘化元			3	3
弘化3	0	0	2	2
弘化4			2	2
嘉永元			1	1
嘉永5			0	0
安政元			1	0
安政2	3	3	2	0
安政3	5	4	0	0
安政4	0	0		
安政5			5	4
計	32	30	27	23

出典：余市町総務課余市町史編集室編『余市町史』1 資料編1 1985

表3 ヨイチ場所における「軽物取」と役柄・年齢

軽物取蝦夷・役柄(天保3)	年齢	役柄(文政8)	役柄(天保12)	年齢
サケシュス	下ヨイチ乙名			
子トハケ	小使	46歳	下ヨイチ乙名	55歳
イタキサン	上ヨイチ脇乙名	31	上ヨイチ脇乙名	40
ア子ヤ ¹⁾	小使	36	下ヨイチ並小使	45
ウトクレ子 ²⁾			下ヨイチ産取	
リコツ		52	下ヨイチ平夷人	61
シハシノ		34	下ヨイチ平夷人	43
トンキタエ		46	上ヨイチ平夷人	55
タサラ		50	上ヨイチ産取	59
モンコホケ				
シフヤ		39	上ヨイチ産取	48
ヤエノニ		35	下ヨイチ産取	44
キムンヤイ				
イクハシ		40	下ヨイチ平夷人	49

註：1. ア子ヤは、文政8年ではカ子ヤ

2. ウトクレ子は、文政8年ではウトクン子

出典：

- ・軽物取蝦夷(天保3)：余市町総務課余市町史編集室編『余市町史』1 資料編1 1985
- ・文政8：「文政八四年春上下ヨイチ御場所ヲムシヤ并蝦夷人共取扱日記」(筆者蔵)
- ・天保12：「丑ノ年 霜月吉日 蝦夷家改帳 林氏」(複写, 筆者蔵)

- 一、小皮一枚
胆一ツ 但 米四升
直段五十文
之代錢 二百文 (以下, 略) 」

と、熊皮の種類・大きさ・数量とその値段が記されているのみであるが、天保7(1836)年の「上御軽物別段追書上/当年分熊取の夷人名前改書/熊胆目形書」(同編:1985)には、

- 「 覚
- 一、野熊皮 一枚 アエノウエンハ
野胆一ツ 但目形八匁六分
 - 一、同 一枚 モンコアエノ
熊胆一ツ 但目形十三匁六分
此代米二斗八升
 - 一、野熊皮 一枚 シユステキ
熊胆一ツ 但目形十匁二分
此代米二斗八升
 - 一、同小 一枚 イニシ
熊胆一ツ 但目形五匁三分
此代米二斗四升
 - 一、同小 一枚 イニシ
熊胆一ツ 但目形四匁七分
此代米二斗四升
- 合て 熊皮大小五枚
熊胆大小五ツ (以下, 略) 」

表4 ヨイチ場所における軽物出産数

	名 前	役 柄	熊 皮	熊胆	買取値段
天保7	アエノウエンハ	下ヨイチ産取	野熊1	1	米二斗八升
	モンコアエノ	上ヨイチ産取	野熊1	1	米二斗八升
	シユステキ		野熊1	1	米二斗八升
	イニシ	下ヨイチ平土人	野熊小1	1	米二斗四升
	イニシ	下ヨイチ平土人	野熊小1	1	米二斗四升
天保9	シフヤ ¹⁾	上ヨイチ産取	野熊1	1	米二斗四升
	アエノウエンハ	下ヨイチ産取	野熊1	1	米二斗四升
	ウトクン子	下ヨイチ産取	野熊1	1	米二斗
	イニシ	下ヨイチ平土人	野熊1	1	米一斗六升
天保11	アエノウエンハ	下ヨイチ産取	秋野熊大1	1	米二斗四升
	ハヌ	上ヨイチ平土人	秋野熊中1	1	米二斗
天保15	セハシ ²⁾	土産取	秋野熊大3	3	米七斗二升
	ハヌ	上ヨイチ平土人			
	イムツクル	上ヨイチ産取			
	ハウエサンケ	下ヨイチ産取	秋野熊中1	1	米二斗
安政3	アンマイ	平土人	痛付大野熊1	解流	米四升
	ユケラン ³⁾	平土人(上ヨイチ)	中穴熊1	1	米三斗二升
	ニマキ ⁴⁾	平土人(上ヨイチ)	小穴熊2	2	米三斗二升
	コイフニ	平土人	中穴熊1	1	米三斗二升

註: 1. 太字の名前は、表3にある軽物取。

2. セハシは、天保12年の「蝦夷家改帳」には、下ヨイチ産取イヌシケ弟、28歳とある。

3. ユケランは、天保12年の「蝦夷家改帳」では、平土人トヘハニの伴、14歳とある。

4. ニマキは、天保12年の「蝦夷家改帳」では、上ヨイチ産取ヒラトモの伴、18歳とある。

出典:

・余市町総務課余市町史編集室編『余市町史』I 資料編 I 1985

・「丑ノ年 霜月吉日 蝦夷家改帳 林氏」(複写, 筆者蔵)

と、熊皮の種類・大きさ・数量とその値段に加えて、胆の目方並びに皮・胆の捕獲・差出者の名前が記されている(表4)。

同様に、嘉永4(1851)年のトカチ場所を見ると(和泉:1929),

「 覺
一、穴熊膽 上 一 山惣乙名 シラリサ
目方十一匁一分
但一匁に付二百五十文 代二貫七百七十五文
一、穴熊膽 上 一 並乙名 サネトカ
目方九匁四分 代二貫三百五十文
一、同 上 一 同 イキリカシ
目方十匁四分 代二貫六百文
一、同 中 一 同 サスカヲリ
目方十三匁四分 但一匁に付二百文 代二貫六百八十文
一、同 上 一 平蝦夷人 タソキ
目方六匁一分 代一貫二百二十五文
一、同 上 一 同 アシケカル
目方七匁九分 代一貫九百七十五文
一、同 上 一 同 ホロチカ
目方五匁四分 代一貫三百五十文
一、同 上 一 同 シトニケシ
目方六匁七分 代一貫六百七十五文
一、同 中 一 同 ヤヌカル
目方六匁一分 代一貫二百二十文
熊膽目方七十六匁五分 代十七貫八百五十文
右之通に御座候 以上/亥五月 」

とある。

さらに、後幕府直轄期のモンヘツ場所を見ると、たとえば、安政4年のモンヘツ御用所文書³⁾に、
「東西の相廻候熊膽之儀何連も証合不立候二付内賣相糺候処土人共穴熊取獲候而も手當向不足二付押隠内々番人又は稼人船方等之内望之品二賣拂當所江は取拵え膽而巳相廻候由然ル処文化之度近在又は六ヶ場所におゐて取獲候者江手當之儀取調候処大熊二而錢拾貫文其以下は右ニ准シ為取候由蝦夷地之分は員数不相知候得共多分當節の余分ニ為取候儀ニ可有之右ニ時東西地之以来熊取獲差出候節是迄の倍増之手當為取遣候ハ、取獲次第直様明白ニ差出可申尤土人共山獵之儀拾里式拾里程も山中江分入右体之節者直様屠り食料ニ致候儀ニ付膽皮とも持参候儀ニは可有之候得共可成丈全体二而取寄候方御取締も相立候間其候持参申者江は遠近二不抱右之外増手當別段為取遣役々見張罷在膽を取詰合之者自身二千立其者姓名并土人名前地名追相認廻し方致為候ハ、正真之品御収納ニ相成可申尤右御手當等之儀支配人共江為記置候ハ、差引勘定ニ相成可申左候而は土人共勵二も不相成候間其場ニ而手渡二為致方ニ可有之右様御手當等十分ニ被下候後取拵え品相廻候而又は隠賣致候ものハ急度御咎可被 仰付旨土人并支配人番人稼人共江申渡候様場所詰調役江御達相成可然哉此段相伺申候/土人共江/申渡案/一 其方共此後穴熊取獲候ハ、全体之俣無相違運上家會所江持越へし/一 仕來の倍増ニ手當遣ス上遠方ニ持越時は別段運賃遣すへし/一 山中ニ而食料ニ致膽皮持参時は手當斗遣す 支配人/番人/稼人共/右之通申渡間得其意其方共におゐて以来如何之筋無之様急度心付年々膽皮共出増様可致」(「東西の相廻候熊膽之儀云々」『蝦夷地御用留四』、小川:2007、一部改変。下線は筆者)

とある。すなわち、熊胆・皮を差し出したアイヌに対する手當が少ないので、「抜け荷」や「胆の贖造」が行われているので、今後は、手當を多くするとともに、熊はなるべく全体を差し出させ云々、というわけである。これは、安政4年、ソウヤ場所の詰合が、熊胆・皮の扱い方について箱館奉行に出した伺いであるが、同書にはアイヌに対する申渡案も附随しており、熊は全体を差し出すこと、そうすれば手當はこれまでよりも多く出し、遠方より運んできた場合は、別に運賃を出すけれども、胆・皮だけの場合は手當だけ出す、ということで、要するに、「抜け荷」や「胆の贖造」の防止と、手當増による軽物増産を目的としている。

また、安政5年の同文書を見るとその管理が微に入っていることが分かる。「安政五戊午三月十五

日差立御軽物小皮類鷲ノ羽共上納濟調書」(小川編：2007，一部改変)に、

「 覺		
巳十一月取		ユウヘツ
一穴熊膽	壹ツ	目歎三匁ト六ト
同 皮	壹枚小	但長四尺九寸／巾三尺一寸五分／大疵物赤毛
午二月上旬取		シヨコツ
一穴熊膽	壹ツ	乙名
同 皮	壹枚	目歎懸苧共貳拾三匁ニト
午二月上旬取		但長七尺壹寸／巾四尺一寸／黒毛
一穴熊膽	壹ツ	サロ
同 皮	壹枚	土産取
午二月中旬取		目歎懸苧共拾五匁三ト
一穴熊膽	壹ツ	ヲヘヲツ
同 皮	壹枚	但長五尺貳寸／巾三尺／極黒上品
午二月中旬取		トコロ川上
一穴熊膽	壹ツ	平土人
同 皮	壹枚	目歎懸苧共貳拾貳匁
午二月上旬取		トツハエサン
一穴熊膽	壹ツ	但長五尺六寸／巾三尺五寸／赤毛交
同 皮	壹枚	トウフツ
午二月中旬取		平土人
一穴熊膽	壹ツ	目歎懸苧共貳匁八ト 但兎熊
同 皮	壹枚	シタヒラシ
午二月中旬取		但長貳尺八寸／巾貳尺／兎熊赤毛交
一穴熊膽	壹ツ	シヨコツ
同 皮	壹枚	土産取
午二月中旬取		目歎懸苧共拾六匁三ト五リン
一穴熊膽	壹ツ	シトリキン
同 皮	壹枚	但長五尺五寸／巾三尺三寸／赤毛交
(中略)		
巳九月取		ユウヘツ
一野熊革	壹枚	土産取
	但長四尺七寸／巾貳尺四寸	クロコシユイ

(朱) ソウヤ穴熊皮と誤り而記せり

但是は於野合アマブ仕懸ニ而取死場追而相分り其間ニ外獸腹腸を喰尽仍而膽無之旨糺之上請書取之
添而差立る (後略)」

とあり、熊膽・皮の種類・大きさ・重さ・数量・差出者の名前に加えて、捕獲の時期・場所が記されている。特に膽の重さについては、「目歎懸苧共貳拾三匁ニト」と、膽を乾燥させる際につけた紐の有無まで記載されている。さらに、同場所でユウヘツのクロコシユイが差し出したのが野熊の皮だけで膽がなかったことについて、詰合から問い質しがなされ、当人及び役土人惣代、番人惣代帳役らが書面をもって弁明している。すなわち、

「乍恐以書附奉申上候

一 ユウヘツ平土人クロコシユイ差出候九月取野熊之儀膽無之候ニ付熊取候當人は勿論其近邊ニ住居之者共并役土人其外私共一同御呼出シ右之段御糺被 仰渡一同奉恐入候全右熊取獲候はアマフト申物仕懸置其後数日過而相尋漸く見出し候処狼右之腹を喰破り腹中之物不殘喰出居候を見附持歸り候故膽は無御座候依之御尋向神以聊相違無御座候乍恐以書附奉申上候

巳／十一月廿六日

熊取當人／ユウヘツ平土人／クロコシユイ

證文

同処平土人／ヲフリキン

モンヘツ／ 役土人惣代惣小使／チヨタロ

番人惣代帳役／孫三郎

指南役／清七

支配人代／清兵衛

細野五左衛門殿／逸見小十郎殿」(「乍恐以書附奉申上候」『蝦夷地御用留五』，小川：2007)

とあるのがそれで、仕掛け弓猟についても厳しく管理している。また、この一件について、番人惣代帳役、指南役、支配人代ら場所請負人の主だった者たちが証人として名を連ねていることから、請負人もまた幕府の厳しい管理の対象であったことが分かる。

因みに、ここでは、ヨイチ場所及びトカチ場所、モンヘツ場所の例をあげたが、箱館奉行村垣淡路守の安政4年の公務日録四月三日の条に、「夷地熊膽、向後元熊取得候へハ、是迄之直段倍増之積り、遠方ニ而全躰持來候事出來かね候へハ、無是非右之通、成丈近廻リニ而捕得候へハ、全躰之儘持來り、役々立會膽を取り、左候へハ、運賃被下候積り、膽ハ役々手干ニいたし、名前場所等志るし候事、土人江之申渡濟、場所々々觸候積り廻し濟、」（東京帝國大學編：1926）とあることから、熊を取獲した者の名前、場所などを記すことが各場所共通に行われており、さらに、奉行の公務日録に記されるほど、熊の捕獲及びその処置が幕府にとって重きをなしていたことが分かる。

2. 場所における送り儀礼—「熊を獲ったその場、及び狩小屋での送り」と「獲った熊を集落に持ち帰っての送り」

これまで、場所におけるアイヌの送り儀礼に関わる社会的背景ともいえる「軽物」とその取り扱いを見てきたが、次に、送り儀礼との直接的な関連性を具体的にみることにする。

アイヌの送り儀礼には、3形態があるといわれる。すなわち、①熊を獲ったその場、及び狩小屋での送り、②獲った熊を集落に持ち帰っての送り、③生捕した仔熊を連れ帰り、1～2年養育しての送りである（久保寺：1965、宇田川：1980・1989、秋野：1992・2000など）。これらのうち、③の「生捕した仔熊を連れ帰り、1～2年養育しての送り」は、「熊祭」あるいは「熊送り」「イオマンテ」としてよく知られており、江戸期の紀行文等にも記されている（秋野：1998・2006a・2007）が、①と②については、明治以降の民族学・考古学調査から得られた情報⁴⁾であり、場所請負期における情報は皆無に等しく、わずかに、最上徳内が、天明6（1786）年3月中旬、クナシリのイショヤで見聞した仮小屋での送り⁵⁾（谷川編：1969）と、時代は明治に入っているが、同3年、米沢藩の山田民弥がイソヤ場所で見聞した山での送り（北海道立図書館復刻：1984）を知るのみである。しかしながら、この2史料と先にいくつか引用してきた「モンヘツ御用所文書」から、①及び②の形態の送りの存在を知ることができる。

ここでは、先に見てきた松前藩や幕府の熊皮・胆出産の厳重な管理のなかで、「熊を獲ったその場、及び狩小屋での送り」と「獲った熊を集落に持ち帰っての送り」の実施について考えてみることにする。因みに、ここでいう「熊を獲ったその場、及び狩小屋での送り」とは、「山中で仮のヌササンを立て、そこで簡易な儀礼を行い、頭骨はそのままヌササンに安置し、集落へは持ち帰らない」形態をいう。

「熊を獲ったその場、及び狩小屋での送り」

当然のことながら、山野での穴熊猟、野熊猟、さらには、仕掛け弓猟で得た熊は、その場で解体したほうが運搬しやすい。遠方の山中ともなればなおさらである。そうした場合、頭骨は「熊を獲ったその場、あるいは狩小屋で簡易な儀礼を行い、後、頭骨を集落に持ち帰って、再び儀礼を行うか、あるいはヌササンに納める」か、「獲った熊（全体）を集落に持ち帰って送る」のいずれかとなる。周知のとおり、送り儀礼—特に飼熊の霊送り儀礼はアイヌの儀礼のなかでも最も重要かつ盛大なものとされ、アイヌ文化の中核とも位置づけられている⁶⁾（渡辺：1972、宇田川：1980・1989）が、飼熊でなくとも同じ熊であってみれば、その扱いは同様であり、当然、熊（全体）は集落に持ち帰られ、送り儀礼の実施となる。すなわち、「獲った熊を集落に持ち帰っての送り」である。また、狩猟を生業と

するアイヌの男性にとって、熊取獲の多寡は集落での「男」としての評価に関わる問題であり、当然のことながら、山野で熊を取獲して、その場、あるいは狩小屋で簡易な儀礼を行っても、頭骨は集落に持ち帰り、取獲の証拠を指し示して、評価を受けなければならない⁷⁾。頭骨の持ち帰りは必須なのである。

しかし、場所請負制下では、集落において取獲した熊すべてを送るということが困難な状況となっている。すなわち、アイヌ社会の変容であり、送り儀礼と関連するものとして、場所周辺への強制的な集落形成とそれによる儀礼の形態の変容、先に見た松前藩や幕府の熊皮・胆出産管理下での熊皮・胆をはじめとする各種軽物出産への従事、さらには経済事情などがある。こうしたなかで、特に「熊を獲ったその場、及び狩小屋での送り」と関係するのが、熊皮・胆出産への従事であり、その過程で行われる「胆の贗造・抜け荷」である。

この「胆の贗造」については、「北海随筆」(1739)に、「……蝦夷人の性質正直なりと雖も、商船通ひて交易に馴たる夷人は偽謀の事あり、別而是を知るべき事也。熊膽、膾肭臍の石子に贗物多し。熊の膽は魚の腹の口がみ有所を取つて、熊の膽の薄皮をへぎて是を包み、乾して干揚ぐると也。……」(大友編：1972)とあり、請負制の早い時期から行われていたことが分かる。また、モンヘツ場所においては、御用所文書に、「東西各相廻候熊膽之儀何連も取合不宜候二付内實相糺候処土人共穴熊取獲候而も手當向不足二付押隠内々番人又は稼人船方等之内望之品二賣拂當所江は取拵え膽而已相廻候……」(小川編：2007)と、「取拵え膽」すなわち胆の贗造品が差し出されていることが記されている。胆の贗造は、当然のことながら、熊を獲った場で行われるとすると、同地での熊の解体とともに、「送り」が行われたものと考えられる。「熊を獲ったその場、あるいは狩小屋での送り」である。

次に、「抜け荷」であるが、この抜け荷については、松前藩及び幕府も十分に承知していることは、先に見たとおりであるが、抜け荷は、膽に加えて皮もその対象とすることから、熊の狩猟—取獲そのものが秘密裡に行われなければならない。あるいは、狩猟を終えての報告に、取獲ゼロという虚偽の報告をもって取獲を隠匿することも大いにあり得ることである。たとえば、先に見たヨイチ場所の「熊皮・胆」出産量は非常に少ない(表1)。先の要因に加えて、この抜け荷が一因となっている可能性がある。いずれにしても、この抜け荷に際しては、胆の贗造と同じく熊を獲った場で解体を行い、熊の体を皮や胆、肉等に分けなければならない。そこに「熊を獲ったその場、あるいは狩小屋での送り」が考えられるのである。

アイヌにとって神としての存在である熊の霊を送ることは必然であり、「獲った熊を集落に持ち帰って送る」のが本来的な姿であるが、対請負人・松前藩・幕府との関係におけるこの「胆の贗造」及び「抜け荷」という行為の発生が、「熊を獲ったその場、あるいは狩小屋での送り」を発生させた一因とも考えられるのである。

「獲った熊を集落に持ち帰っての送り」

次に、「獲った熊を集落に持ち帰っての送り」であるが、これは先に見たように、獲った熊を集落に持ち帰ることについては幕府も盛んに奨励しており、当然、その実施の機会も多かったと思われるが、果たして、実際に持ち帰る度に儀礼が実施されたかということ、いささかの疑問が生じる。一つには、儀礼実施に際して要する経費の問題、二つ目として後述する乙名層が主催して実施される飼い熊の送り儀礼との関係、さらには運上屋あるいは会所における熊の扱い方の問題から見ると、そう簡単には実施できない状況が考えられるのである。

まず、経済的な事情がある。これは前述の「熊を獲ったその場、あるいは狩小屋での送り」とも共通していえることであり、乙名層が主催して実施される飼い熊の送り儀礼とも関係するのであるが、

表7にあるように、春から秋にかけての漁場労働は非常に低賃金であるとともに、冬期間に取獲した熊皮・胆の買取値段もそれほどの高値ではない。また、賃金の支払いは漁期終了時⁸⁾で、前貸し分差引のうえ、残金は希望する品々で等価のものを与えるという仕組みであり、熊皮・胆の代金も後払いで、やはり等価の品々で希望する品々を与えるということであれば、送り儀礼に要する経費は、そう簡単に捻出できるものではない。

一例として、文久元(1861)年のヨイチ場所のアイヌに対する貸付帳(田端編:1999)を見ると、安政3年に中程度の穴熊1頭を取獲しているユケラン(当時29歳)は、5年後の同貸付帳を見ると、給料が11貫200文で産物代が1貫145文、借入代が8貫895文で、差し引き3貫450文の支給となっている⁹⁾。たとえば、このユケランが穴熊1頭を取獲して集落に持ち帰り、送り儀礼を行おうとすると、仮に皮・胆が上物で、それぞれ900文、1貫900文で買い上げられ、即金で支払われたとして、この合計2貫800文に、先の3貫450文のうち冬期間に必要とする諸品を購入した残金とを合わせて、果たして経済的に儀礼の実施が可能かどうか。すなわち、現代に伝承される送り儀礼の次第を見ると、取獲した熊を解体せずに集落に持ち帰っての儀礼の次第は、飼い熊の送り儀礼の飼い熊をスマウネ(眠らせる=殺す)させ、イリ(解体)した後の次第と同様である(表5)。そうすると、人々を集めて長時間に及ぶオメカブ(饗宴)の実施は、相当量の酒を必要とする。単純に、この2貫800文全額をオメカブの際の濁酒購入に費やしたとして、40升を得ることができる¹⁰⁾が、儀礼時の飲酒は、「饗宴日夜きはまりなし、酒の尽きを以て限とす」(「蝦夷拾遺」1786、谷川編:1969)、「ヘカチ、ウタレの果迄も吞飽く様になし、五三日の中八昼夜さかひなし。酒のミあかし」(「蝦夷見聞記」1798、佐々木:1982)、「子供従僕のはて迄も、酒を飲飽さしめて」(「蝦夷島奇観」1799、佐々木・谷澤:1982)、「濁酒のあるかぎり、晝夜をわかつたうち寄りてくみかはす」(「東蝦夷夜話」1861、大友編:1972)などとあるように、その飲酒量は並大抵のものではない。

この例は、ヨイチ場所を舞台に、年に1頭だけ取獲した場合としたが、モンヘツ場所では、安政4年に、トウフツのシトシコテが9月、トコロのエコラセが11月と、いずれも同じ月に野熊を2頭ずつ取獲している(「作巳年閏五月後當年三月迄當所差立扣」、小川編:2007)。たとえば、シトシコテが獲った2頭が同時ではなく、9月中別々の日に獲ったとすると、当然のことながら、儀礼を二度、しかもあまり間を置かずの実施である。そうすると、係る経費から見てもその実施はとうてい無理と思われる。

そこで、考えられるのは次の2形態である。すなわち、「オメカブなどをせずに、頭骨をヌササンにて送る」形態と、「頭骨を山に持って行って送る」という形態である。運上屋や会所を中心とした集落では、乙名層が主催する飼い熊の送り儀礼が盛大に行われることから見れば、前者のような簡易な送りが行われたものと考えられる。

後者の形態は、実際に行われた記録がある。イソヤ場所だけの一例に過ぎないのかも知れないが、山田民弥が明治3年に、同場所で見聞したこととして、「……土人エーサク山へ稼に行居熊を猟したりとて肉を少々差出す。……運上家より米酒並米の粉杯贈り山にて祭り来れと申付る。熊を祭るに八皮を剥き、其皮を木にかけ、傍に髑髏と木幣とを飾り、酒或は団子杯を備へ、後日崇りをなさぬ様に祭るといふ。宅へ持帰り祭ると近所のものを相招き振舞ふ例にて不少費用のよし。仍て運上家心遣して品を廻し、山にて祭らせしとなり……」(「惠曾谷日誌」、北海道立図書館復刻:1984、句読点は筆者)とある。エーサクは惣乙名であるが、経費の関係で頭骨を山に持って行って送っている。

3. 飼い熊の送り儀礼

次に、場所での飼い熊の送り儀礼を見てみたい。冒頭でも述べたように、筆者はすでに同儀礼につ

表5 熊の霊送り儀礼の流れ

				アイヌ民族博物館
北海	蝦夷	夜話	北役	
		○		準備
○				前夜祭
				酒漉しの儀式
				*カムイノミ
				*酒しぼり
				*カムイノミ
				*イヌンバストウイナウに酒を捧げる
				*カムイノミ
				前夜祭
				*カムイノミ
				熊檻にイナウを立てる
				本祭 1日目
			○	*カムイノミ
○	○	○	○	ヌササンにイナウを立てる
		○		*カムイノミ
○	○	○	○	熊神を遊ばせる
○	○	○	○	熊神を眠らせる(スマウネ: 霊と肉体を分離する)
○			○	天に花矢を射る
			○	チセの屋根から食べ物を撒く
○	○	○	○	カムイノミ
○	○	○	○	熊神の着物を脱がせる(イリ: 解体)
				*神窓から肉を入れる
	○		○	*神窓から熊神(頭部のついた毛皮)を屋内に招き入れる
				*カムイノミ
○外	○	○	○	*饗宴(オメカフ)
				本祭 2日目
				*カムイノミ
			○	*頭部の解体・飾り付け・胴体の解体(屋外)
				*飾り付けた頭部の安置
				ヌササンの飾り付け
				*カムイノミ
				ヌササンの神々に酒を捧げる
				*饗宴(オメカフ)
				*カムイノミ
	○		○	*頭部をユクサパオニに安置する
	○		○	熊神を神窓から外へ出し、ヌササンに安置する
				天に花矢を射る
				*饗宴(オメカフ)
				本祭 3日目
				ヌササンの熊神の向きを変える
				*チセコロイナウを納める
				祖先供養(シンヌラッパ)
				*カムイノミ
				供物を外に出す
				シンヌラッパヌサにて故人に供物を送る
				*カムイノミ
				*送り儀礼最後のカムイノミ
				*カムイノミ

註: *は屋内で実施

出典:

1. 北海: 『北海記』中 北海道大学附属図書館, 915.14 204762
2. 蝦夷: 秦徳麿「蝦夷見聞記」佐々木利和「蝦夷島奇観」について 佐々木利和・谷澤尚一研究解説『蝦夷島奇観』雄峰社 1982 より重引
3. 夜話: 大内余庵「東蝦夷夜話」大友喜作編『北夷談・北蝦夷圖説・東蝦夷夜話』北門叢書5 国書刊行会 1972
4. 北役: 白井久兵衛「北役紀行」手塚薫・池田貴夫・三浦泰之「接触・交錯するアイヌと和人のまつり—『北役紀行』記載、文久3(1863)年ハママシケの神社祭礼とクマ送りから—」『北海道開拓記念館研究紀要』33 北海道開拓記念館 2005 より重引
5. 「イヨマンテのおもなながれ」財団法人アイヌ民族博物館編『イヨマンテ—熊の霊送り—報告書Ⅱ—平成2年におこなったイヨマンテの実施報告—』財団法人アイヌ民族博物館 1991 引用するにあたり、大幅に加筆改変

いて考察を試みたことがある(秋野:2006)が、ここでは、角度を変えて「仔熊の取獲」「仔熊の売買・贈与」「仔熊—飼い熊の価値」「儀礼の経済的側面と担い手」「送り儀礼を盛大化させる装置—イコロ」について見ることにする。

なお、飼い熊の送り儀礼については、「北海記」中(1786, 北海道大学附属図書館)及び「蝦夷見聞記」(1798)、「東蝦夷夜話」(1861)、「北役紀行」(1863, 手塚他編:2005)の4史料が詳細に記している。表6に本論と関係する箇所を引いておいたのでご参照いただきたい。

仔熊の取獲

飼い熊の送り儀礼の実施には、その送りの対象となる仔熊を入手しなければならないことはいうまでもないことであるが、それにはまず親熊—穴熊の取獲=仔熊の取獲がある。しかし、場所請負制下ではその穴熊の取獲も先に見てきたように、容易にはいかなかったことが分かる。たとえば、表1にあるように、ヨイチ場所での穴熊取獲数は極めて少ない。これは、先に引用した「協和私役」にある「……熊杯も年々四、五十は手も無き事なれども、我等危きを犯して空敷運上屋の徳分となるも詮なし。」ことから、アイヌがあえて熊猟に積極性を見せなかったことの反映もあり、また、「北海記」に「……然レドモ難得事ト見ヘテ午年ノ春モ十人許深山ニ入、十余日ニテ帰りシガ大熊ハ勿論熊ノ子ヲ一ツ取り護ヲ帰ルモノナシ」とあるように、実際、取獲が難しかったのかも知れない。

仔熊の売買・贈与

この仔熊の取獲については、古くからアイヌの間で売買・贈与が行われており、たとえば、佐々木利和が指摘しているように、1660年代にオニピシとシャクシャインとの間で仔熊の授受をめぐって掛け合いが行われている(佐々木:1998)。また、「北海記」に、「……他郷ノ人ノ取タル熊ノ子ヲ交易シテ長タル者ハ一ニ疋ト、畜置ナリ。」とあり、さらに、「加賀家文書」の「安政四巳年 黒白正調書 伝蔵扣」に、「……ベツカイ、エナヲクワより熊の子取次第送候約束にて、大耳盃持参候旨申聞見せ……」「……私方え熊取候間買候様申候間、同道にて罷越候処、セツパ老枚銀覆輪、厚人指位上鍔、銀薄小セツハ老枚を熊三ツ取替候約定之所、熊老ツ分請取……」(秋葉編:1989)とある。また、「北役紀行」に、「……貧なる土人とも熊子をとれハ、富タル土人熊子一疋米拾五表ニ(八升俵なり)交易スル定メのよし」とあるように、場所請負制下になると売買が行われており、「北役紀行」の舞台であるハママシケでは、同じ集落内で富める者が貧なる者の取獲した仔熊を購入している。

因みに、この貧なる者の仔熊の譲渡は、場所労働者層としてのアイヌの経済事情の悪さとともに、それ故に仔熊の飼養が困難であることを示している。たとえば、「協和私役」に、シヤリ場所での見聞として、「……我等狗を畜ふは本山獵の爲めなれば、運上屋より其手當有べき筈なるに、我等勝手に畜ひ置く様申し、扶持の沙汰なし。乍レ去狗は山獵第一のものなれば、一家或は十餘疋の多きを畜ふ。我等さへ食足らず候得ば狗を口かしむべき様なし。冬日食盡る時に至りては狗飢渴に堪えず、殆んど起ざるもあり。……」(谷川編:1969)とあり¹⁰⁾、仔熊の飼養どころか日々の生活にも困窮していることが伺える¹²⁾。

なお、モンヘツ御用所文書に興味深い史料がある。安政5(1858)年2月、モンヘツ場所の詰合からの伺いに、エサシ在勤の大河内が応じた文書中に、次のようにある。

「……子熊取獲候節渡方之儀運上家相糺候処子熊老疋ニ付清酒老升ツツ遺候趣申聞候且土人老人二而一日二何疋取獲候共老疋ニ付清酒五升ツト可被遣候……」(「エサシ二月廿八日附書状三月七日相達云々」『安政五戊午年 宗谷諸遺留』, 小川:2007)

すなわち、子熊を獲ったときの処遇を運上家に糺したところ、一疋につき清酒1升を与えていると

表6 儀礼の様相

	北海記 (1786)	蝦夷見聞記 (1798)	東蝦夷夜話 (1861)	北役紀行 (1863)
場 所	ソウヤ	クナシリ	アツケシ	ハママシケ
時 期	十月、十月下旬ヨリ十一月 上旬マテニ		冬月	十二月十二日
主催者	乙名レテイレ	飼置し主夷		帰俗土人惣太郎 (惣小使)
参会者	召客トテハ三十里程ノウチ ノ乙名使ヲ以テ招奇セ、近 所七八里ノ内ハ小児マデ不 残前日ヨリ相集リ・吾等乙 名タル者三十余人	其郷の運上屋支配人、通 詞、番人、親類、深友、ヘ カチ、ウタレ	一族の男女	場所の土人
和人参会者	吾等 (幕吏、通辞)、運上屋 の者	其郷の運上屋支配人、通詞、 番人	おのれも場所詰の人兩三輩	御陣屋中老若男女、運上屋 番人
陳列品	家々ノ宝物ヲ飾ル夷人宝物 ハ、イムシ、鎧甲、兜、矢 ツボ、シトキ、イカユフ、 クサリカタヒラ、鐔	家々に伝ふ宝器金銀赤銅鍮 太刀鐔	重器・イムシ (太刀)、タ ネブ (太刀)、イムシニツ (刀の柄)、セツバ (鐔)、 ハヨクベ (鎧)、タント ンベ (小手)、イカユフ (鐔 = 矢筒)、ツウキ (盃)、タ カサラ (同じく盃)、イ カバシユイ (髭揚箸) などの 寶物、これ等をトミカモイ と唱へて悉く飾りつけ	太刀、鐔、鉦の様なる打 金、カラフト玉の珠数、行 器、耳盃、色々蒔絵の器も の大広蓋
饗 宴	ソウヤ夷人ノ家十軒アリ。 然ルニ濁酒ヲ造ル事米麴ニ テ凡十石斗、貧ナル者ニテ モ四斗樽ニ三樽四樽ヲ造 リ、乙名小使ハ五樽六樽ヲ 作り、其外ノ家モ持タザル 少者マテモ二斗樽ニ一樽二 樽を造り置、ヤウマンテノ 有所へ遣シ置ナリ 召客トテハ三十里程ノウチ ノ乙名使ヲ以テ招奇セ、近 所七八里ノ内ハ小児マデ不 残前日ヨリ相集リ三合入り 盃ニテ昼夜飲ツケテ飲事 ナリ 踊終テ熊肉ヲ煮テ客ノ知走 トス。熊肉ヲ食スレハ日暮 ナリ。其ヨリ凡十里程ノ夷 人ハ歸モアリ。又縁者ノ方 ニ泊モアリ。遠ノ夷人ハ翌 日迄居、濁酒ノ糟ヲ知走ト シ食セ帰ス。	ヘカチ、ウタレの果迄も呑 飽く様になし、五三日の中 ハ昼夜さかひなし。酒のミ あかし	濁酒のあるかぎりは、晝夜 をわかたずうち寄りてくみ かはす	熊のあたりに土人共打寄、 酒宴をし、……又々酒宴を 催し、……翌日ハ熊の肉を 煮て酒宴を催し
熊の交易、 売買など	他郷ノ人ノ取タル熊ノ子ヲ 交易シテ長タル者ハ二疋 ツヽ畜置ナリ 夷人中間ニテ交易ス。凡夷 人富者ハ皆熊子ヲ畜ヲキ			獅子送をするハ余程物入も ある事ニテ、貧なる土人ハ 勤るものニあらず、本邦の 祭礼之当屋を勤る様に富裕 の土人勤之、予か家ハ何十 度獅子送をし、予か代にな りて幾度したり杯甚規模と するよし、貧なる土人とも 熊子をとり得れハ、富タル 土人熊子一疋米拾五表ニ (八升俵なり) 交易スル定 メのよし
皮の行方				皮ハ運上屋ニ納るよし

出典：

- ・北海記：北海道大学附属図書館蔵 915.14 204762
- ・蝦夷見聞記：佐々木利和「『蝦夷島奇観』について」佐々木利和・谷澤尚一研究解説『蝦夷島奇観』雄峰社 1982 より重引
- ・東蝦夷夜話：大友喜作編『北夷談・北蝦夷圖説・東蝦夷夜話』北門叢書5 国書刊行会 1972
- ・北役紀行：手塚薫・池田貴夫・三浦泰之「接触・交錯するアイヌと和人のまつりー『北役紀行』記載、文久3 (1863) 年ハママシケの神社祭礼とクマ送りからー」『北海道開拓記念館研究紀要』33 北海道開拓記念館 2005 より重引

のことであるが、今後は、一人一日何疋獲っても、一疋につき清酒5升ずつ与えるように、としている。安政4年のモンヘツ場所の清酒の値段は、越後酒1升200文、大坂酒1升260文であり、米に換算すると、清酒5升は貫文=約2俵となる。同場所漁場の給料(表7)から見ると、かなりの額が与えられている。

では、こうした高額を払って入手した仔熊はどうなるのだろうか。運上家が飼養するとはとうてい考えられない。考えられるのは、乙名層への売却である。すなわち、この乙名層への売却という行為は運上家、乙名層双方にとって意義を持っているのである。運上家にしてみれば、仔熊を乙名層に売り渡すことは、乙名層に恩を売ることであり、場所におけるアイヌ掌握にこれら乙名層を駆使することができる。また、乙名層は送り儀礼の実施が可能となる仔熊の入手は最重要事である。それが労せずして得ることのできる機会である。後述するように、場所での送り儀礼の実施は、乙名層たちの威信の見せ場であるが故に最も力を入れるところである。加えて、運上家から仔熊を与えられることは、たとえそれが有料であっても、集落の構成員たち、周辺の乙名層に威信を見せることにもなるのである。

仔熊—飼い熊の価値

先に松前藩及び幕府の軽物出産への対応を見てきたなかで、熊皮・胆の商品的価値が自ずと明らかとなり、穴熊・野熊・夏熊・飼い熊とあるなかで最も高値であるのが穴熊の皮・胆で、次いで野熊のそれであり、夏熊や飼い熊は極めて安値である。表8に各場所における熊皮・胆の値段をあげたが、飼い熊について見ると、ヨイチ場所では、安政2年が皮・胆共で1俵、安政4年が同じく皮・胆共で米5升、文久2(1862)年には皮210文、胆310文とあり、年代は不明だがイシカリ場所では、皮・胆共で米1升5合+煙草1把、但し書きに、「但蝦夷人着皮二相願候節ハ願之上秋末上川江罷越候節相渡胆者大小品合二不抱壺ツニ付米五合ツ、買上候事」とある。また、モンヘツ場所では、安政4年が皮2俵より1俵まで、胆は用立不申、安政6(1859)年が皮8升より1斗6升まで、シツナイ場所では、安政4年で皮上500文、同中400文、同下なし、胆50文とある。

これほどまでに商品の価値の低い飼い熊—仔熊の飼養は、経済的にも合わない。すなわち、仔熊を取獲し、1~2年飼養する目的は、皮・胆の売却ではなく、ひとえに飼い熊の送り儀礼の実施にあるのであり、この儀礼の持つ重要性については再三述べてきているところである。

さて、この仔熊—飼い熊と送り儀礼との関係に興味深い論考が二つある。一つは天野哲也の「クマの胆考」(天野:1990)であり、もう一つは、佐藤宏之の「送り儀礼の民俗考古学」(佐藤:2007)である。両者ともに、送り儀礼が発達した要因として、熊胆の商品価値の高さをあげている。天野の論考については、かつて筆者は考察を試みたことがあるが(秋野:2006b)、天野がいわんとするところは、「①クマは、毛皮だけでなくそれにもまして胆までが高い交換価値をもつので、……したがってクマがアイヌなどによって最も尊ばれるのは当然であり、信仰あるいは宗教的なものとみられがちなクマ送り儀礼もその背後には実はこのような経済的な意味を秘めているのであろう。クマ送り儀礼を発達させた主要な要因の一つにクマの交換価値の高さがあつたにちがいない。／②三歳くらいまで飼育するのが最も経済効果が高いのではないかと考えられる。……制度的な子グマ飼育が開始されたのであろう」ということである。①②とも時代がいつ頃なのかははっきりしないが、「クマ送り儀礼を発達させた」とあるので、少なくとも江戸期の頃をいっているのであろうと仮定して、①についていえば、これまで見てきたように、飼い熊の皮・胆は極めて安値であり、投資に値しないものである。確かに、時代を古くして、場所請負制以前、アイヌが自由意志で交易を行っていた時代にあつては、天野の説も大いに一理あるところであるが、場所請負制下の取獲時期によって値段が異なるという状況にあつては、当然のことながら、高値となる時期の熊を取獲することのほうが理にかなっている。すなわち、穴熊の取

表7 各場所におけるアイヌの給料

イコロ	役付	男(上)	男(中)	男(下)	女(上)	女(中)	女(下)	女	大工木挽	織治
ヨイチ	20俵:春秋二季,夏は自分線 5俵~7俵:雁不仕	10俵~14俵:同左 13俵:同左	10俵~14俵:同左 13俵:同左	7俵~9俵:同左 7~8俵:同左	9俵:春秋二季 11俵:春夏秋冬	7俵~8俵:同左	5俵~6俵:同左	1月5台・箱1本・二付 ¹⁾		
シヤコタ		15俵:鱧油中 勘定の筋,3俵ツハ手当 春:18俵,秋:9俵	春:17俵,秋:8俵							
アツタ		夏:1同生海銀自分分売,買入:300二付1俵 14俵~12俵:夏は自分線	14俵~12俵:同左	10俵:同左	11俵:春夏秋冬 当年ヨリ改テ3俵増	8俵	6俵		16俵~14俵:年中	24俵:同左
ハママン	15俵~14俵:春秋二季,夏は自分線 当年ヨリ改テ5俵増	14俵~12俵:夏は自分線	10俵:同左	7俵~9俵:同左	9俵:春秋二季 夏は自分線	7俵:同左	5俵:同左			21俵+手当5俵位
ルモツ		春秋:春秋,夏はイロコ昆布自分線 21俵:春秋,夏はイロコ昆布自分線	10俵:同左	15俵:同左	10俵~8俵:春夏秋冬夏昆布イロコ同左	7俵:同左	5俵:同左			
ベ		25俵:20俵~15俵~10俵:夏自分線の煎海鼠昆布は運上買入	15俵:同左	15俵:同左	10俵:同左	7~8俵:同左	4~5俵:同左			
トシホ		25俵:春秋,夏は自分線	20俵:同左	10俵:同左	12俵:同左	10俵:同左	8俵:同左			24俵:年中
ソウヤ		14俵:春 3俵:秋,3俵:夏	12俵:同左	8俵:同左	2俵:秋,1俵:夏	8俵:同左	6俵:同左			
エヤシ		3俵:秋,3俵:夏	12俵:同左	10俵:同左	2俵:秋,2俵:夏	10俵:同左	8俵:同左			24俵
モンハツ	秋:役職再入の内雇入労働者線月 給料之外形入江3俵宛手当	14俵:春2月ヨリ5月中迄 3俵:夏6月ヨリ7月中迄,3俵:秋8月ヨリ9月中迄(+鞋打戻位ヨリ10俵位手当)	12俵:同左	10俵:同左	12俵:同左	10俵:同左	8俵:同左			24俵
シヤリ		21俵:3月中旬ヨリ9月下旬迄	18俵:同左	15俵:同左	18俵:同左	15俵:同左	12俵:同左			
アツケン		35俵(15俵800文)	30俵(13俵440文)	25俵(11俵200文)	25俵(11俵200文)	23俵(10俵304文)	20俵(8俵960文)			
トカチ		4俵500文:春,5俵500文:夏昆布織,2俵500文:秋絨織 4俵絨織	3俵800文:春,4俵文:夏 昆布織,2俵文:秋絨織					3俵文:春,3俵500文:夏昆布 織,1俵500文:秋絨織		
ホロイツ		2俵文:1ヶ月	1俵800文:同左	1俵800文:同左	1俵800文:同左	1俵800文:同左	1俵500文:同左			
ウラカラフ		1俵500文:1ヶ月	1俵100文:同左	900文:同左	1俵100文:同左	900文:同左	800文:同左			
ミツシ		1俵200文:1ヶ月(上々:1俵500文)	900文:同左	700文:同左	900文:同左	700文:同左	500文:同左			
シツナイ		3俵文:約モノ漁業2月下旬ヨリ4月中旬迄 6俵文:鱧昆布漁業5月ヨリ8月迄	2俵400文:同左 4俵300文:同左	2俵700文:同左 2俵700文~2俵100文:同左	2俵700文:同左 2俵700文~2俵100文:同左	2俵700文:同左 2俵700文~2俵100文:同左	2俵400文ヨリ1俵800文:同左 2俵400文ヨリ1俵800文:同左			
ニイカツ		漁業間合餅作,海苔罾引,福皮,蒸箱削,新設其外山糶等番子自分線買入	1俵500文:同左	1俵500文:同左	1俵500文:同左	1俵500文:同左	1俵200文:同左			
サルフト		19俵600文:正月下旬ヨリ11月下旬迄	10俵100文:同左	6俵800文:同左	10俵100文:同左	6俵800文:同左	6俵800文:同左			
ユウフツ		30俵文位ヨリ22、3俵文迄	11、2俵文~10俵文位迄	6、7俵文位迄	11、2俵文~10俵文位迄	7、8俵文位迄	3、4俵文位~2俵500文位迄			
シラライ		20俵文	18俵文	15俵文	18俵文	15俵文	15文:同左			
ホロベツ・モロラン	乙名:50文(日給),御小俵~並小俵迄:40文(同左),	平土人:35文(同左)					15文:同左			
ウス	30文(日給)	平土人:45文(同左)					30文:同左			
アフタ	8俵文位ヨリ7俵500文~6俵文位迄,春西柳行履(未未未去二応じ甲乙) 3俵500文位ヨリ段々:アツタ行秋味履(未未未去二応じ甲乙)	8俵文位ヨリ7俵500文~6俵文位迄,春西柳行履(未未未去二応じ甲乙) 3俵500文位ヨリ段々:アツタ行秋味履(未未未去二応じ甲乙)	1俵700文:同左,1俵500文:同左	1俵700文:同左,1俵500文:同左	1俵700文:同左,1俵500文:同左	1俵700文:同左,1俵500文:同左	1俵700文:同左,1俵500文:同左	3俵500文位ヨリ:同左		
ヤムクシナイ	三俵之者2俵400文(春1ヶ月),2俵文(夏1ヶ月)	2俵文:春1ヶ月,1俵800文:夏1ヶ月	1俵700文:同左,1俵500文:同左	1俵700文:同左,1俵500文:同左	1俵700文:同左,1俵500文:同左	1俵700文:同左,1俵500文:同左	800文:同左,650文:同左	600文:同左,550文:同左		
		40文:平日之手間料1日	40文:平日之手間料1日	20文:平日之手間料1日	20文:平日之手間料1日	20文:平日之手間料1日	20文:平日之手間料1日			

出典:
 ・ヨイチ:余市町総務課余市町史編纂部『余市町史』1 資料編1 余市町 1985
 ・シヤコタ:榊町史編纂委員会『榊町史』2 榊町町 1977
 ・モンハツ:小川昭一監修『安政年間モンハツ御用所史料集成(二)』道都大学小川研究所 2007
 ・アツタからヤムクシナイ:玉島左太夫,稲葉一郎解説『入北記』北海道出版企画センター 1992

獲である。乙名層はそれを入手できる立場にあり、皮・胆を目的に苦勞して飼養する必要はないのである。送り儀礼はまさに「信仰あるいは宗教的」なものであり、それと並行して、再三述べているように、送り儀礼の主催者たる乙名層が己の「経済的力」を威信として見せているのである。

②については、先に見たように、飼い犬の飼育さえ困難な状況もある。「蝦夷日記」(武藤, 1798)に、「……熊は物入り多く、繁昌の地ならでは三、四年も飼立ること成がたしといへり。」とあるように、皮・胆を獲得するまでに「物入り」が多く、三年も飼って先に見た値段では合わない。故に、「制度的な子グマ飼育」は成立し難いのである。

次に、佐藤の論考であるが、佐藤は、一応は天野の「飼いクマ送り儀礼の発生をクマの胆の経済的価値の確保に求めている」ことに対して疑問を投げかけつつも、「近世後半以降飼いクマ送り儀礼が発達したのは、北方交易の発達を背景とした当該地域の先住民の経済的充実がそれを促した可能性が高い。その中には、天野の言うクマの胆の価格上昇も含まれよう」と、天野説を半ば支持している。

佐藤のいう近世後半とは、すなわち江戸期一場所請負制の盛んな時期であり、この期に先住民の北方交易が発達し、それによって経済的充実がなされたとは考えづらい。そもそもが「場所請負制」を見ていないのである。これまで見てきたように、「近世後半」はアイヌ社会が場所請負制という仕組みに組み込まれ、すでにその自主性は失われていたのである。

この2論も含めて、送り儀礼について、その発生の問題から近現代の様相までいくつかの論考が散見されるが、そのいずれもが時間の経過とその時々を社会的背景—アイヌを取り巻く環境に触れることなく、同時代的に描いている。ここに送り儀礼を見る際の根本的な間違いが生じているのである。

因みに、両者ともクマ送り儀礼の「発達」としているが、場所請負制下でのそれは「盛大化」というべきであろう。

儀礼の経済的側面と担い手

場所—すなわち、運上屋や会所を中心とした集落において儀礼を実施するとなると、多大な経費を要することは先にも触れたが、それが飼い熊の送り儀礼となると、より一層の経費を要することとなる。まず、儀礼に参集する顔ぶれを見ると、「一類奇合」(「北海隨筆」1739, 谷川編: 1969), 「召客トテハ三十里程ノウチノ乙名使ヲ以テ招奇セ、近所七八里ノ内ハ小兒マテ不殘前日ヨリ相集リ・吾等乙名タル者三十余人」(「北海記」中, 1786), 「一の邑の衆夷及親戚は遠近をいはず、呼集て客となし」(「蝦夷拾遺」1786), 「あひのあまた集り」(「かたる袋」1789, 内田編: 1969), 「村の乙名を初、其親類及び近郷近村の乙名及び長立たる者集り・近郷近村の老若男女」(「蝦夷國風俗人情之沙汰」1791, 谷川編: 1969), 「其郷の運上屋支配人、通詞、番人、親類、深友、ヘカチ、ウタレ」(「蝦夷見聞記」1798), 「親族・朋友、支配人・番人」(「蝦夷島奇観」1799), 「飼ぬしの親族は勿論、知音或は近村の乙名」(「北夷談」文政初, 谷川編: 1969), 「親姻打寄り」(「協和私役」1856), 「一族の男女」(「東蝦夷夜話」1861), 「場所の土人」(「北役紀行」1863) などとあり、集落構成員はもちろんのこと、「三十里程ノウチノ乙名使ヲ以テ招奇セ」ている。さらに、賓客としてであろう「吾等(幕吏、通辞)」(「北海記」中, 1786), 「其郷の運上屋支配人、通詞、番人」(「蝦夷見聞記」1798), 「支配人、番人」(「蝦夷島奇観」1799), 「おのれも場所詰の人両三輩」(「東蝦夷夜話」1861), 「御陣屋中老若男女、運上屋番人」(「北役紀行」1863) などが参席している。

こうした参集・参席者に係る経費として、その最たるものは酒代である。表5にあるように、幾度となく行われるカムイノミ—神々への祈りに加えて、参会者への饗応—オメカブに用いられる酒は相当な量にのぼると考えられる。たとえば、「一時も二時も奇合」(「蝦夷談筆記」1710, 谷川編: 1969), 「酒を終日相楽」(「北海隨筆」1739), 「召客トテハ三十里程ノウチノ乙名使ヲ以テ招奇セ、近所七八里ノ内ハ小兒マテ不殘前日ヨリ相集リ三合入り盃ニテ昼夜飲ツ、ケテ飲事ナリ」(「踊終テ熊肉ヲ烹テ客ノ知走ト

ス。熊肉ヲ食スレハ日暮ナリ。其ヨリ凡十里程ノ夷人ハ歸モアリ、又縁者ノ方ニ泊モアリ。遠ノ夷人ハ翌日迄居、濁酒ノ糟ヲ知走トシ食セ歸ス。」(「北海記」中、1786)、「饗宴日夜きはまりなし、酒の尽きを以て限とす」(「蝦夷拾遺」、1786)、「終日終夜にぎはふ」(「蝦夷國風俗人情之沙汰」1791)、「ヘカチ、ウタレの果迄も呑飽く様になし、五三日の中ハ昼夜さかひなし。酒のミあかし」(「蝦夷見聞記」1798)、「支配人、番人を賓客としてノ子供^{ワタレ}従僕のはて迄も、酒を飲飽さノしめて、三五日か中はさまざまにノ躍、振舞をしぬ。」(「蝦夷島奇観」1799)、「宵の酒宴喧し」(木村謙次「蝦夷日記」1799、山崎編：1986)、「兼て當日の用意として濁酒を造りおき、銘々持寄て酒盛する」(「北夷談」文政初)、「濁酒のあるかぎりは、晝夜をわかつずうち寄てくみかはす」(「東蝦夷夜話」1861)、「熊のあたりに土人共打寄、酒宴をし、……又々酒宴を催し、……翌日ハ熊の肉を煮て酒宴を催し」(「北役紀行」1863)とあり、見聞の大半が「饗宴日夜きはまりなし、酒の尽きを以て限」とするのである。実際にどれくらいの量を要したのかは判然としないが、「北海記」に、「濁酒ヲ造ル事米麴ニテ凡十石斗、貧ナル者ニテモ四斗樽二三樽四樽ヲ造リ、乙名小使ハ五樽六樽ヲ作り、其外ノ家モ持タザル^{ツカ}少者マテモ二斗樽二樽二樽ヲ造り置、ヤウマ^{ツカ}ンテノ有所ヘ遣シ置ナリ」とあることから、貧富を問わず大量の酒を醸していることが分かる。因みに、ここにある「濁酒ヲ造ル事米麴ニテ凡十石斗」は儀礼の主催者と思われる。

こうした大量の酒に要する経費は相当なもので、財団法人アイヌ民族博物館が平成2(1990)年に実施した飼い熊の霊送り儀礼の際の「酒づくり」を参考に、これを銭に換算してみると、同博物館では、4斗樽2個分の酒の材料として、米1斗9升(うる米：7分搗+玄米+白米)と糶約14升を使用しており(財団法人アイヌ民族博物館編：1991)、この数値で1石の酒をつくるとなると、米23.75升、糶17.5升を必要とする。これをソウヤ場所に近いエサシ場所の安政4年の値段(表9)に換算すると、米1升60文、糶1升60文として、米23.75升=1貫425文、糶約17.5升=1貫50文、合計2貫475文となり、主催者の「十石斗」に要する米・糶の代金が24貫750文となる。また、貧なる者の「四斗樽二三樽四樽」が2貫970文~3貫960文、乙名小使の「五樽六樽」が4貫950文~5貫940文、家を持たない若者の「二斗樽二樽二樽」が495文~990文となる。酒一つとってもこれだけの経費を要することから、儀礼を主催するのは並大抵のことではない。高収入の者でなければ実施できないのである。同年のソウヤ場所での春から秋の給料を見ると、男性(上)の給料が20俵(9貫600文)、貧なる者に相当すると思われる男性(下)は14俵(6貫720文)であり(表7)、この程度の収入では実施することが不可能である。そうすると、この経費を賄うことができるのは、乙名層である¹³⁾。「東蝦夷夜話」に、「夷人の歡樂は、ヲムシヤ¹⁴⁾と熊送りのとき、酒を飲あかすばかり……」(大友編：1972)とあるように、送り儀礼は酒を存分に飲むことのできる数少ない機会であり、この機会を己の威信を示す機会としたのである。

因みに、儀礼の担い手—主催者について、次のようである。「乙名レテイレノ同時に脇乙名ヲクトモ」(「北海記」中1786)、「乙名ノ是を毎秋乙名家、豪富の名利とする」(「蝦夷國風俗人情之沙汰」1791)、「飼置し主夷」(「蝦夷見聞記」(「蝦夷見聞記」1798)、「捕魯父尼酋長老」(木村「蝦夷日記」1799)、「帰俗土人惣太郎(惣小使)ノ貧なる土人ハ勤るものニあらず、本邦の祭礼之当屋を勤る様に富有の土人勤之」(「北役紀行」1863)。

送り儀礼を盛大化させる装置—イコロ

周知のとおり、イコロはアイヌの「宝物」をいうが、大きく刀剣類と漆器類、玉類に分けられ、さらには、「クワサキ」と呼ばれるものがある。この「クワサキ」を除く品々は、送り儀礼の必需品ともいえるもので、儀礼時、ヌササンに飾られ、儀礼の盛大性を演出している。これらは、松前藩や幕府、請負人からの被下物であり、またアイヌが運上屋から購入したもので、品物の種類によって分か

れる。すなわち、被下物には刀剣類及びその装飾具、鏝などがあり、購入品には漆器、玉類などがある。これらは、普段は家内奥—イヨイキリと呼ばれる場所に置かれ、送り儀礼の際に屋外に設けられたヌササンに飾られ、儀礼の盛大化を演出している。

これらのイコロは送り儀礼での陳列以外、普段、家内奥に置かれているときでも目を引いたようで、和人の紀行文の多くに記されている。たとえば、「蝦夷談筆記」に、「……シリタンネは是も刀身は木也。常は指ず、人を振廻候時など家の内にかざり置候……」（谷川編：1969）とあり、「北海随筆」には、「寶物とて夫々に秘藏の物有……其物は本邦の古き器物、鏝、目貫、小柄の類なり。蒔繪物に古きものとりわけ秘藏せり。……」（谷川編：1969）とある。さらに、「東遊記」（1784）には、「……蝦夷人は家々に寶物とて所持す。多くは小柄・縁頭、或は行器、食籠などの如き蒔繪、金具などのうつくしき物を寶物とて、是を多く持たるを以て人にほこると云……」（谷川編：1969）とあり、「協和私役」には、鶴川の役夷人の家について、「……役夷人の家などは丸木縄からげの作にこそあれ頗る廣大なる者なり。五間に七間位なる本家を作り、又別に三、四間成る角屋を架し、其中板を敷き連らね、其上に蝦夷箆を布き、壁は木皮茅蘆、又其上を箆を以て是を纏とひ、高く棚を釣り、其上に夷人の寶物、漆器、刀剣の類を飾り付け、掃除も為すと見へ、取り散したる事無しと云。……」（谷川編：1969）とある。

次に、送り儀礼での陳列の様子を見ると、「さまさまの寶物」（「東遊記」1784）、「家々ノ宝物ヲ飾ル夷人宝物ハ、イムシ、鎧甲、兜、矢ツボ、シトキ、イカユフ、クサリカタヒラ、鏝ナリ」（「北海記」中、1786）、「所_レ在の財宝—日本の武器、クワサキ、シトキ」（「蝦夷拾遺」1786）、「鉾、太刀、長刀、其外種々の長（武）器、器財寶物」（「蝦夷國風俗人情之沙汰」1791）、「家々に伝ふ宝器金銀赤銅鑓太刀鏝」（「蝦夷見聞記」1798）、「^{タンツツ}太刀／^{エモシ}短刀、玉器、其外金銀鑲たる器、種種飾／あるとある宝器」（「蝦夷島奇観」1799）、「重器・イムシ（太刀）、タネブ（太刀）、イムシニツ（刀の柄）、セツパ（鏝）、ハヨクベ（鎧）、タントンペ（小手）、イカユフ（鏝）、ツウキ（盃）、タカサラ（同じく臺）、イクバシユイ（髭揚箸）などの寶物」（「東蝦夷夜話」1861）、「太刀、鏝、鉦の様なる打金、カラフト玉の珠数、行器、耳盃、色々蒔繪の器もの大広蓋」（「北役紀行」1863）などがある。

アイヌにとってイコロはひとり乙名層のみならず、集落構成員にとっても垂涎的であり、それを獲得・保持することは、集団内において己の存在を確たるものにすることでもある。この仕組みを送り儀礼に取り込んだのが乙名層であったのである。次に、そのイコロを刀剣類、漆器類と個々に見ることとする。

刀剣類

刀剣類及びその装飾具、鏝などはイコロとしての機能の他に、特にアイヌ間の騒動・紛糾解決、約束事、あるいは売買の際に用いられてきており（岩崎：1998）、さらには、「手印」と呼ばれて松前藩への忠誠の証とする道具となっている。たとえば、寛政元（1789）年、クナシリ・メナシ騒動の鎮圧に向かった松前藩の新井田孫三郎がその途次、同藩の味方である証拠としてアイヌから刀剣類を受け取っている。新井田の「寛政蝦夷亂取調日記」（1789）に次のようにある。

「七日 天氣宜、朝六時半時出立。おほつないと申處に一宿。

一、今日とかち迄可_レ參候所、あつけし長人共上下七拾貳人くすり領へつしやぶ長人もも上下拾三人しらぬか長人コタカ夷、大船七艘にて出迎に來り當所に相扣居候……。

一、右庄藏大しもよりとかち迄の夷共より手印預來り候分九品差出す。左の通。

一、銀覆輪二枚鏝壹枚 のつかまふ ヲヒヌカル

一、銀覆輪貳枚鏝壹枚 但し桐の模様 同所 ニサフロ

一、銀覆輪貳枚鏝壹枚 但し猪の獅子模様 同所しやもこたん ノチクサ

一、粕尾壹把	のつかまふ	シツタフカ
一、エモシ壹振	同所	シヨンコ
一、金覆輪鍔壹枚 但し菊のすかし	あつけし	リミシアアイヌ
一、エモシボ壹振 但し竿添	とかち	シヤムクシテ
一、エモシ壹振 但し銀地にてとも糸の模様	しらぬか	チヤラアイヌ
一、エモシ壹振 但し至て古物	ちうるい	セントキ……」(谷川編：1969)

さらに、騒動を起こしたアイヌ 37 名殺害後の不穏な空気のなかで、やはり首長らが松前藩に対して忠誠の証として刀剣類を差し出しており、同日記に

「	あつけし
一、タンネツフ	イコトエ
一、ニシハアシリエモシホウタラハケ	同人母
一、タンネツフ	シモチ
一、同	イニンカリ
一、カニウネエモシホウタラハケ	ヌウチヤシテクル
一、タンネツフ	ニシコマツケ
一、エモシホ	エウトルカ

以上七振

一、タンネエモシホ	のつかまふ
一、タンネツフ	シヨンコアイヌ
一、エモシホ	ノチクサ
一、シヤモシエモシホ	ニサフロ
一、タンネツフ	ホロヤ
一、カニノカネエモシホ	コヘカアイヌ
以上六振	ハシタアイヌ

一、タンネエモシホ	くなしり
一、エモシホ	ツキノエ
一、同断	カンヌリ
一、同断	ウチクンテ
一、同断	イコリカヤニ
一、同断	シコシヤンケ
以上六振	トヘフシ
都合十九振	

」(谷川編：1969)

とあり、クナシリ・メナシの長人たちのすべてが刀剣類を所持し、「大事」時に「手印」として渡している。ここにある「タンネツフ」「エモシホ」は、現在、「タンネフ」「エムシボ」と呼ばれているもので、江戸時代前に使用されていたものである。

刀剣類は、威信財としての機能もちろんあるが、先のアイヌ間の騒動・紛糾解決、約束事、あるいは売買に用いられるなど金銭的な機能として用いられている場合が多い。しかし、送り儀礼との関係から見ると、その機能は一つにある。すなわち、刀剣類は乙名層が独占的に所持しているものであるが、それは為政者との関係から得られるものであることから、それを所持することは乙名層であることを為政者が認めたことであり、それらを集落の構成員に開陳することによって、集落での乙名層という立場を確認・確立させるといった働きを持つのである。その数少ない開陳の場が送り儀礼であり、儀礼に参集した集落構成員はもとより、近隣の乙名層たちにこの刀剣類を開陳することにより、己の立場を認識・再認識させているのである。

漆器類

アイヌのイコロの代表ともいえるものが漆器類である。江戸時代に大量にアイヌにもたらされてお

り、アイヌの家のほとんどが所持していたものと考えられる¹⁵⁾。この漆器類は、先の刀剣類と同様に送り儀礼の際に陳列され、儀礼を盛大化させる装置として重要な役割を担っている。入手手段は運上屋からの購入であるが、非常に高値である。表9に各場所の漆器類一特に送り儀礼で陳列されたり使用されるものの値段をあげたが、たとえば表10にある布類などと比べてはるかに高い。行器などは、ヨイチ場所で上物が50俵(28貫文)、トカチ場所で20貫文となっている。これを場所労働の給料から見ると、先のヨイチ場所の「夷人貸付帳」(田端編:1999)のうち、男性で給料から借入代を差し引いた差引額の最も多いサルマ(下ヨイチ小使)で14貫350文、このサルマは、給料が2貫800文、産物代(自分稼)が17貫500文とある。このサルマの差引額14貫350文をすべて行器購入に注ぎ込んだとしても、上物は買えず、中・下の「其品に応じ」の購入となる。もう一例、同じ貸付帳から見ると、天保15(1844)年に秋野熊を取獲した記録(表4)のあるセハシ(当時31歳、土産取)で8貫241文とある。セハシは文久元年で48歳、土産取を踏襲しているが、この8貫241文だとやはり中・下の「其品に応じ」の購入となる。

いずれにしても、このヨイチ場所の例から見て、送り儀礼の場で整然と居並ぶ行器や盥などを持つには相当の財力と年数を必要とする。男(上・中・下)とある漁場労働者一非乙名層=集落構成員が複数保持するということは至難の業であり、これを実現しているのが乙名層であって、また、この「実現」こそが、彼等の経済的力そのものであるのである。そして、この「実現」を刀剣類とともに送り儀礼の場で開陳することにより、やはり己の立場を認識・再認識させているのである。イコロを威信財の装置とする所以である¹⁶⁾。

表10 文久2(1862)年のヨイチ場所におけるアイヌへの諸品売渡値段

品名	数量	値段(文)	品名	数量	値段(文)
玄米	1升	70	田代	1枚	560
清酒	1升	140	山刀	1枚	560
糶	1升	140	鍋	1升焚	560
濁酒	1升	70		1升5合焚	700
地廻煙草	1把	140		2升焚	840
ホ口キ	1把	70		2升5合焚	980
白木綿	6尺5寸	140		3升焚	1貫400
紺木綿	5尺	140		4升焚	1貫800
染木綿	5尺	140		5升焚	2貫200
古手	上:1枚	3貫900迄	6升焚	2貫800	
	中:1枚	2貫800~3貫400	7升焚	3貫	
	下:1枚	1貫700~2貫100	酒桶	大	3貫920~4貫880
能代裂織	1枚	1貫100~1貫400		二番	2貫800~3貫360
手拭	1筋	140		三番	2貫~2貫200
木綿針	8本	70	鴨々	大:1つ	560
皮針	2本	70		中:1つ	420
火打	1枚	70		小:1つ	280
間切 (マキリ)	極大:1枚	140	金紋ちらし付台盃	2貫800~3貫300, 3貫900	
	大:1枚	105			
	中:1枚	70	草鞋	5足	70
	小:1枚	35	鯖刺	1枚	70

出典:余市町総務課余市町史編集室編『余市町史』1 資料編1 余市町 1985

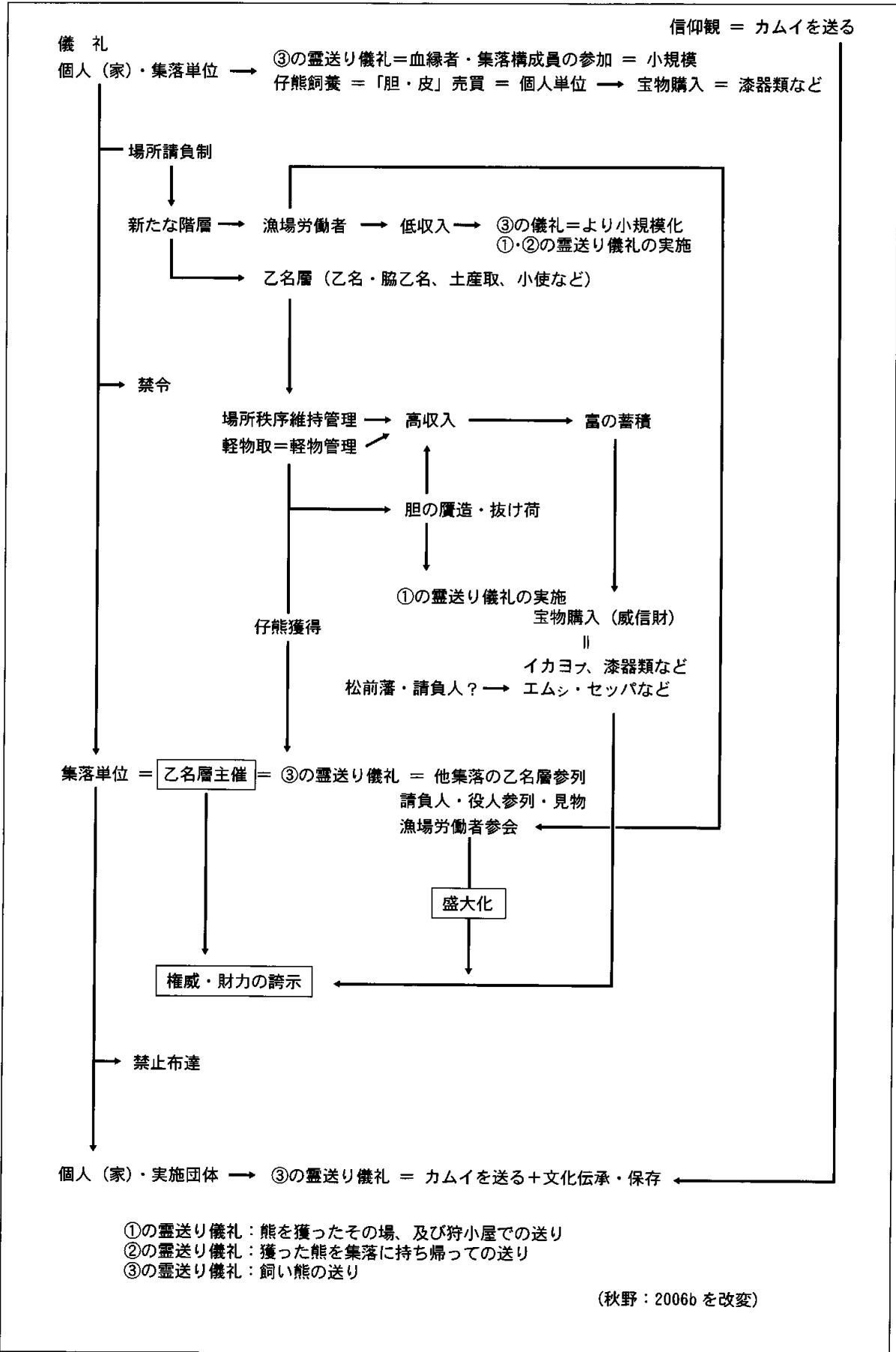


図1 霊送り儀礼の変遷

総括的に

場所請負制という仕組みのなかのアイヌの送り儀礼を見てきたが、整理すると図1のようになる。確認できたことは、「神を送る」という精神的行為に経済的及び物質的な要素が付加し、その様相を変容させたということである。すなわち、送りの対象である神一熊が「軽物」という商品としての対象となり、その取獲をめぐって送り儀礼も「熊を獲ったその場、及び狩小屋での送り」「獲った熊を集落に持ち帰っての送り」「飼い熊の送り」の三様を呈するようになったと考えられる。このうち、「熊を獲ったその場、及び狩小屋での送り」と「獲った熊を集落に持ち帰っての送り」は、経済的側面などから「受動的」であり、飼い熊の送りは、それを実施することのできる乙名層のより「能動的」なものといえる。

場所請負制という仕組みのなかでの仔熊の飼養—送り儀礼の実施は、アイヌを抑圧する松前藩や幕府の役人、場所請負人及びその配下といった者たちのなかで、乙名層が集落構成員をはじめとして周辺の乙名層に対して己を主張し、確認させるというその手段と機会であるのである。だからこそ、数多の酒をもっての饗応と、イコロの開陳という経済的手段を用いているのである。

なお、送り儀礼の次第のなかで、ウンムケ（頭骨の拵え）があり、その方法に「頭皮をすべて剥いでしまう」と「鼻先と両耳の皮を残す」という2種が伝承されている。先の「軽物」に対する幕府の対応、あるいは皮の値段から見て、前者は穴熊・野熊の送り、後者は飼い熊を送るときのものであった可能性がある。

註

- 1) ここでは、ヨイチと子モロ2場所の例をあげたが、場所の出産量を見る場合、この非集団性に加えて、熊の棲息域—すなわち、各場所の熊の多寡も考慮に入れなければならない。
- 2) 取獲した熊は運上屋に納めることになっていたのだから、アイヌはそう思っていたのであろう。
- 3) 本論では、「モンヘツ御用所文書」を多引しているが、それらのすべては小川昭一郎が翻刻・編集した『安政年間モンヘツ御用所史料集成(二)』(道都大学小川研究室, 2007)によっている。なお、幕府の軽物に対する対応は、同史料集成によって、その大凡を知ることができる。
- 4) たとえば、

天野哲也：1986「恵庭市漁川のクマ送り場」『環太平洋北部地域における狩猟獣の捕獲・配分・儀礼』昭和60年度科学研究費補助金(一般A)研究成果報告書 北海道大学文学部

上屋真一：1984『熊送り場所所在確認調査報告書』恵庭市教育委員会

佐藤孝雄編：2006『シラッチセの民族考古学—漁川源流域におけるヒグマ猟と“送り”儀礼に関する調査・研究—』六一書房

千歳市教育委員会編：1984『千歳市美笛における埋蔵文化財分布調査』千歳市文化財調査報告書 X 千歳市教育委員会

などがある。これらにある事例は支笏湖周辺のものであるが、使用された時期は昭和期以降と思われる。

- 5) 最上徳内の「蝦夷國風俗人情之沙汰」(1791)中の「氷海の事」に、
「……深山に行きて稼ぎけり。水主の夷人と同伴口の夷人等、赤熊の栖を見出しければ主人イコトイ、ウタレ家来に下知して其赤熊を射留させたり。依て其皮を剥ぎ、肉を採り、膽を採り、骨は捨て、頭骨は神霊に祭り、悉く料理、荷に作りてウタレに背負せ、扱又跡に子赤熊三匹ありたるを生捕て、主従大勢連て伴ひ、深山より濱邊に降り、假小屋に赴きけり。……ゴコキセの聲高く聞へし

かば、女蝦夷ども迎に出て獲の熊なるを視て取てかへし、野宿小屋に俄に窓を穿て是を待つ。程なく主人帰れば、其赤熊の首皮を尊信、再拜して此窓より内へ容る。人の入口よりは容るゝ事をせず。扱、首皮をば上座に安置して後、主人イコトイが耳環を外して赤熊の皮の耳に掛、太刀、長刀、弓矢等眞向に飾り置、いかにも恭敬尊崇し神霊を祭るに類せり。是、蝦夷土地の定例なり。……此定例済みて眷属の蝦夷人とも打集り、肉を煮たり焼きても生にても喰ふなり。熊の肉を食するに禮あり。鹿肉、狐肉を食ふとは大に別也といへり。此振舞終りて後、頭骨を神霊に祭る也。……」(谷川編：1969)

とあり、赤熊を射留させた後、頭骨を神霊に祭り、濱邊の假小屋に赴き、振舞(オメカプ)が終えて後、頭骨を神霊に祭っている。因みに、最上は、假小屋あるいは野宿小屋と記しているが、「俄に窓を穿て」いること、あるいは「太刀、長刀」を用意していることから、現代に伝承されている狩猟時に用いる簡易な小屋ではなく、ある程度チセの体をなしたものであったろうと思われる。

- 6) たとえば、渡辺は「クマ祭文化複合体」、宇田川は「アイヌ文化複合体」としている。
- 7) 「北海記」中(1786)に、「……熊ノ穴ヲ尋ヌ。捕獲テ帰ル者ヲ魂強云テ一郷人ニ称セラレ、或ハ少者ナレハ彼ハ働キアルモノナリトテ、乙名タル者ニモ譽ラレ、長タル方タリ娘ヲモ貰フユエ人々高名ヤント心カクル事ナリ。……」(北海道大学附属図書館, 915.14 204762)とあり、アイヌの男性にとって熊猟は単に皮や胆、肉を得るためのものではなく、集落内における「男」としての評価の指標ともなっている。
- 8) たとえば、ヨイチ場所は、「惣勘定の義は、凡十月下旬又は十一月十日頃迄に勘定仕候」(余市町総務課余市町史編集室編：1985)とある。
- 9) 因みに、同貸付帳に記載されているアイヌ152名(男性：80名、女性：72名)のうち、給料と産物代から借入代を差し引いた額で赤字となった者は14名にすぎず、他の138名は黒字決算となっている(田端編：1999)。
- 10) 飼熊と違って、山野で取獲した熊の送り儀礼は、酒造りなど予めの準備期間がないことから、儀礼で用いる酒はすべて購入とした。なお、ここでは、すべてを濁酒としたが、清酒を用いた場合、その値段は1升140文と濁酒の倍であることから、多用したとは考えづらい(表9)。
- 11) 因みに、この一説からも請負人の軽物に対する非積極性が伺える。すなわち、アイヌの熊猟は犬と一体となつてのものであり、その犬の飼育は猟の成果に大いに影響するにも拘わらず、「勝手に畜ひ置く様申し、扶持の沙汰」をしないとあるのは、請負人が取獲者であるアイヌから松前藩及び幕府へと軽物が移動する際の中継点に過ぎない立場を如実に示している。
- 12) 表7に安政4年のシヤリ場所のアイヌの給料をあげたが、それによると、3月中旬より9月下旬までの漁労の報酬は、男(上)が21俵、同(中)が18俵、同(下)が15俵、女(上)が18俵、同(中)が15俵、同(下)が12俵となっており、他の場所の給料と大差なく、ヨイチ場所などと比べると厚遇である。しかし、この数字は、箱館奉行堀が廻浦した際に受けた報告で虚偽である可能性が高く、実際はかなり低かったものと思われる。なお、シヤリ場所のアイヌに対する横暴性は、松浦武四郎の報告などによって夙に有名である。
- 13) 表7を見ても分かるように、乙名層の給料あるいは役手当が年間どれくらいであったのか判然としないが、イシカリ場所の例で、「一 米八升入 貳拾俵/右者役土人之内より春雇給料/夏者樞椏柳自分稼秋味鮭自分取網漁事/一 上男 米八升入 貳拾五表/夏者樞椏はき自分稼 但冬春中給料共/中男 米八升入 貳拾壹表/外二樞椏はき自分稼/秋味鮭自分網漁事 但冬春中給料共」(札幌市教育委員会編：1987)とあり、役土人の春雇給料が中男の冬春中給料の約2倍となっている。参考までに、「入北記」(1857)にカラフトのクシユンコタンとトンナイの乙名層の年間給料があるの

で記しておく。クシユンコタンでは、庄屋（惣乙名）：玄米4石4斗，惣名主（脇乙名）：同3石6斗4升，名主（乙名）：同3石4斗4升，百姓代（土産取）：同2石8斗4升，平男土人：同1石9斗2升，女土人：同1石2斗8升であり，庄屋の給料は平男土人の2倍強となっている。トンナイは，惣乙名：37俵，脇乙名：35俵，惣小使：33俵，小使：31俵，土産取：30俵，平土人：上（24俵）・中（21俵）・下（18俵），女子：上（15俵）・中（12俵）・下（11俵）とある（玉蟲著・稲葉解説：1992）。

14) 注意しなければならないのは，送り儀礼の際の酒は主催者からの「振る舞い酒」であるが，ヨイチ場所の例から見ると，同場所だけかも知れないが，ヲムシヤの際の運上屋からの酒には，「呉遣」と「貸遣」の2種があることである。同場所の「秋ヲムシヤ取扱方」として，「一、乙名、小使并網持夷人江清酒四升宛貸遣申候／一、乙名 小使并網持夷人江 モロミ半樽より一樽迄 イチホ為祝と 古来仕来りの通呉遣申候／一、大網船頭役夷人江は 清酒二升貸遣申候／一、平雇夷人江は 清酒二盃宛貸遣申候／一、セカチ頭役江は 清酒二盃ツ、貸遣申候／一、女ノコ頭役江は 清酒二盃貸遣申候／一、セカチ江は同清酒一盃貸遣申候 但 見習セカチ江は半盃貸遣申候／……／一、男夷人一部屋江 濁酒二斗入二樽ツ、呉遣申候／一、女ノコ并セカチ一部屋江 同入一樽ツ、呉遣申候／……」（余市町総務課余市町史編集室編：1985）とあり，「清酒」は「貸遣」，「濁酒」を「呉遣」している。

15) 現在でもなお多く博物館等に収蔵されており，また，アイヌの家に伝えられているものもある。明治以降に至ってもかなりの数があったとみえて，杉山壽榮男が昭和10年頃の様子を次のように記している。

「……新冠驛で大きな風呂敷包に山と積んだ幾つかの行器や耳盥類を汽車中に搬んで居る二三の人があるので，扱は先に聞いた話はこの人達の仕事かと思つて，それとなく所を聞いて見たが勿論教える筈もない。その中静内驛で下車してしまつた。その節話の口裏から何處に送られるか大體問屋の見當がついたので，歸途その家を尋ねて見る事が出来た。二階二十疊位みの所に漆器が天井まで摘まれ，アイヌの刀劍類が五百本，首飾の玉類が何百懸と云ふ始末で一々見てゐる事さへ出来なかつた。……」（杉山：1937）

16) 因みに，同じ乙名層でも収入が少なく，この漆器類にとうてい手の届かない者もいる。天保3年に軽物取に名を連ねていた上ヨイチ脇乙名のイタキサン（当時31歳）がその例で，31年後の同貸付帳を見ると，給料が2貫800文で産物代が0文，借入代が1貫400文で，差し引き1貫400文の支給となっている。この給料2貫800文は，62歳になっているイタキサンが上ヨイチ脇乙名の役を今だ踏襲して，その役手当米5俵，しかも「雇不仕5俵～7俵」の5俵で，役手当の最低額であるとともに，他の労働をしていないことが分かる。合わせて，産物代が0ということは，「軽物取」あるいは「自分稼」を行っていないことになる。こうした乙名層は当然ながら，イコロを入手することが難しく，一介の参会者として名を連ねることになる。

引用・参考文献

- 秋野茂樹：1992「狩獵信仰儀礼としての霊送り」『窓』財団法人日本私学教育研究所報6 財団法人日本私学教育研究所
 —：1996「ヲムシヤの一考察」『アイヌ民族博物館研究報告』5 財団法人アイヌ民族博物館
 —：1998「アイヌの「送り儀礼」に関する文献資料」『アイヌ民族博物館研究報告』6 財団法人アイヌ民族博物館
 —：2000「アイヌの送り儀礼」『白い国の詩』529 東北電力株式会社地域交流部
 —：2004「北海道アイヌの動物神の送り儀礼—シカの霊送りを中心に考える—」『アイヌ文化の成立』宇田川洋先生華甲記念論文集 北海道出版企画センター

- ：2006a「江戸期におけるアイヌの霊送り儀礼—和人が記した記録からその様相を見る—」『環太平洋・アイヌ文化研究』5 苫小牧駒澤大学アイヌ文化及び環太平洋先住民族文化研究所
- ：2006b「アイヌの霊送り儀礼と場所請負制」『列島史の南と北』近世地域史フォーラム1 吉川弘文館
- ：2006c「シカの霊送り儀礼—再考—」『帯広百年記念館紀要』24 帯広百年記念館
- ：2007「アイヌの「送り儀礼」に関する文献資料2（補遺）」『アイヌ文化』31 財団法人アイヌ無形文化伝承保存会
- 天野哲也：1999「クマの胆考—クマ送りとの関連で—」『古代文化』42-10 古代協会
- 池田貴夫：2003「『北海記』にみるクマ送り」『北海道開拓記念館紀要』31 北海道開拓記念館
- 和泉 盛：1929『蝦夷の燈』私家版
- 岩崎奈緒子：1998『日本近世のアイヌ社会』校倉書房
- 宇田川洋：1980『アイヌ考古学』教育社歴史新書（日本史）102 教育社
- ：1989『イオマンテの考古学』UP考古学選書8 東京大学出版会
- ：2000『増補アイヌ考古学』北方新書003 北海道出版企画センター
- 内田武志編：1969『菅江真澄随筆集』東洋文庫143 平凡社
- 大友喜作編：1972a『北海随筆・松前志・東遊記』北門叢書2 国書刊行会
- ：1972b『北夷談・北蝦夷圖説・東蝦夷夜話』北門叢書5 国書刊行会
- 小川昭一郎編：2007『安政年間モンヘツ御用所史料集成（二）』道都大学小川研究室
- 加賀伝蔵筆録、秋葉実編：1989『北方史料集成』2 加賀家文書 北海道出版企画センター
- 久保寺逸彦：1965「くままつり 熊祭」『世界大百科事典』6 平凡社
- 財団法人アイヌ民族博物館編：1991『イオマンテ—熊の霊送り—報告書Ⅱ—平成2年2月におこなったイオマンテの実施報告—』財団法人アイヌ民族博物館
- 佐々木利和：1982「『蝦夷島奇観』について」佐々木利和・谷澤尚一研究解説『蝦夷島奇観』雄峰社
- ：1990「イオマンテ考—シャモによるアイヌ文化理解の考察—」『歴史学研究』613 青木書店
- ：1998「アイヌ文化再発見」『アイヌ民族の文化と歴史を再考する』平成9年度帯広百年記念館アイヌ文化シンポジウム報告書 帯広百年記念館
- 札幌市教育委員会編：1987『新札幌市史』6 史料編1 札幌市
- 佐藤宏之：2007「送り儀礼の民俗考古学」『狩猟と供儀の文化誌』叢書・文化学の越境14 森話社
- 積丹町史編纂委員会編：1977『積丹町史資料』2 積丹町
- 白山友正：1971『増訂 松前蝦夷地場所請負制度の研究』巖南堂書店・慶文堂書店
- 杉山壽榮男：1937「アイヌの漆器」『茶わん』79 寶雲舎
- 高倉新一郎：1972『新版 アイヌ政策史』三一書房
- 谷川健一編：1969『日本庶民生活史料集成』4 探検・紀行・地誌（北辺篇） 三一書房
- 田端 宏編：1999「文久元年 夷人貸付帳 夷人名」最終講義配布資料
- 玉蟲左太夫著、稲葉一郎解説：1992 [1857]『入北記』北海道出版企画センター
- 手塚 薫：2005「近世におけるアイヌの生活様式の多様性—アイヌ研究の新たな展開—」『日本の狩猟採集文化—野生生物とともに生きる—』世界思想社
- 手塚 薫・池田貴夫・三浦泰之：2005「接触・交錯するアイヌと和人のまつり—『北役紀行』記載、文久3（1863）年ハママシケの神社祭礼とクマ送りから—」『北海道開拓記念館研究紀要』33 北海道開拓記念館
- 出利葉浩司：1993「近世末期上下ヨイチ場所におけるアイヌの毛皮獣狩猟活動とその周辺—クマはどれだけ狩猟されたか—文献史料による一考察—」『北海道開拓記念館研究報告』13 北海道開拓記念館
- 東京帝國大學編：1922『大日本古文書幕末外国関係文書之十四』東京帝國大學
- ：1926『大日本古文書幕末外国関係文書附録之四』東京帝國大學文學部史料編纂掛
- 長澤政之：2005「近世蝦夷地、場所請負制下のアイヌ社会—東蝦夷地、子モロ場所の事例を通じて—」東北学院大学博士課程学位論文
- 北海道・東北史研究会編：1998『場所請負制とアイヌ—近世蝦夷地史の構築をめざして—』札幌シンポジウム「北からの日本史」 北海道出版企画センター
- 北海道立図書館復刻：1984『惠曾谷日誌 貳』第2回古文書解説講座テキスト（原本：北海道大学附属図書館蔵）
- 山崎栄作編：1986『蝦夷日記』私家版
- 余市町総務課余市町史編集室編：1985『余市町史』1 資料編1 余市町
- 渡辺 仁：1965「アイヌの熊祭の社会的機能並びにその発展に関する生態的要因」『民族学研究』29-3 誠文堂新光社